

令和6年度
認知症対応型通所介護
整備事業者公募要領

令和6年度指定分

曾於市

1 募集の趣旨

「曾於市第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備の一環として、令和6年度において認知症対応型通所介護の整備事業を実施するに当たり、適切な事業運営を行うことができる事業予定者を公募します。

2 募集するサービスの種類等

サービス種類	整備地区	事業所数	登録定員
認知症対応型通所介護	財部地区	1事業所	12人

3 応募書類の受付期間等

- (1) 公募要領の掲示 令和6年4月19日(金)
- (2) 受付期間 令和6年5月20日(月)～5月24日(金)
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 提出先 曾於市役所 本庁 福祉介護課 介護保険係
- (5) 留意事項
 - ア 郵送による書類の受付はしない。
 - イ あらかじめ電話予約の上、来庁すること。
 - ウ 資料の修正等を考慮し、日程に余裕をもって提出すること。
 - エ 提出に当たっては、事前に審査を受けること。

4 応募要件等

- (1) 介護保険法第78条の2第4項(地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項)の各号に該当しないこと。
- (2) 申請書類提出日において、現に法人であること。
- (3) 曾於市暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (4) 税等の滞納がないこと。
- (5) 整備予定地確保の確実な見込みがあること。なお、整備予定地を借受する場合は、契約期間30年以上の貸借契約を締結し、地上権又は貸借権を登記すること。
- (6) 整備予定地が都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法、文化財保護法等の各種開発規制等に該当しないことを、関係部局等に事前に協議・確認したものであること。また、土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域でないこと。
- (7) 整備予定建物・施設が、曾於市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例のほか、介護保険法、建築基準法、消防法、食品衛生法等の関係法令を遵守したものであること。
- (8) 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間継続して安定的にサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。
- (9) 高齢者福祉に関して、高い見識と熱意を有し、市の福祉の向上に積極的に寄与する意思があること。
- (10) 選定後、速やかに施設整備に着手し、施設整備完了後において速やかに介護サービスを開始し、継続して運営できる見込みがあること。

5 提出書類

- (1) 別紙「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出すること。各様式については、市ホームページよ

りダウンロードして使用すること。

ア 様式の記入欄で説明が不足する場合は、資料追加を可とする。その場合、追加資料右上に項目名を記載すること。

イ 様式5「事業計画提案書」等において、既存の業務マニュアルなどがある場合は、別添資料として添付すること。

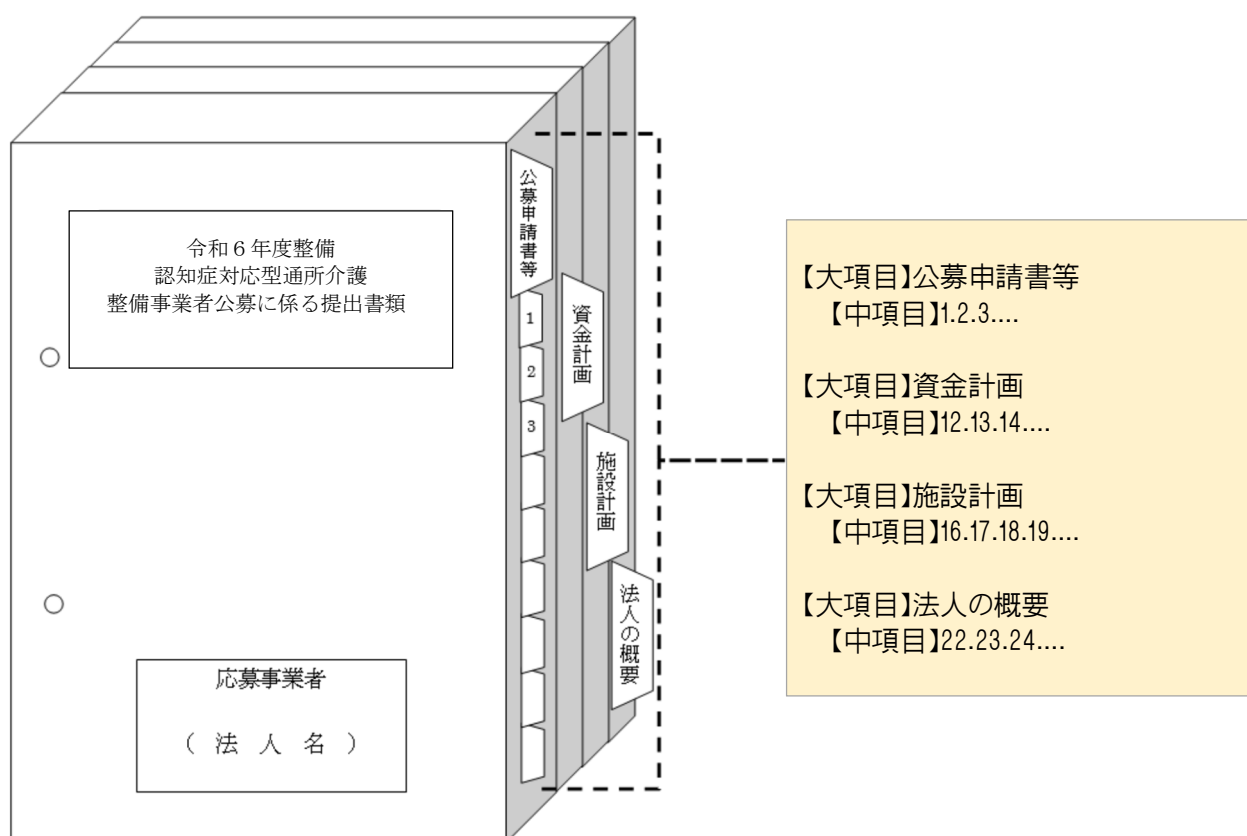
(2) 提出書類の体裁は、次のように整えること。

ア 目次及びページ番号を付けること。

イ 項目ごとにインデックス付の仕切りカード(中表紙)を挿入すること。

ウ 項目には中項目ごとにインデックスを付けること。

エ 全体をファイル等で綴り、表紙と背表紙に「令和6年度整備認知症対応型通所介護整備事業者公募に係る提出書類」及び「応募事業者」を記載すること。



(3) 提出部数 正本1部, 副本16部

ア 正本に写して添付する書類には、全て代表名により原本証明をすること。

イ 提出書類は返却しない。

6 選定方法等

(1) 審査及び選定

応募者から提出された書類は、曾於市地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえ、下記の指針に基づいて審査し、市長が決定する。なお、この募集において、応募者がいない場合または審査の結果により目的を達成できないと判断した場合には「選定事業者なし」となる場合もある。

(2) 主な審査項目

- ア 曾於市介護保険事業計画及びその他の関連計画との整合性
- イ 地域密着型サービス創設の趣旨及び考え方との整合性
- ウ これまでの事業実績及びこれまでの本市各計画への協調性
- エ 事業用地の確保
- オ 地域住民の理解・支援・協力体制
- カ 財源の確保・調達方法及び食事経費等適正な利用料金に関する考え方
- キ 事業を経営するために必要な組織・人材の準備状況
- ク その他必要とされる事項

(3) 留意事項

- ア 公平・公正な審査及び選考を担保するため、応募書類等について、関係機関等に照会する場合がある。
- イ 必要に応じて現地調査をする場合には当該調査に応じること。
- ウ 市内法人または市内に介護サービス事業所等を有する法人を優先する。

7 地域密着型サービス運営委員会

(1) 実施日

運営委員会は、申請書提出期間終了後に決定し、応募者に通知する。

(2) 実施方法

応募者による提案説明、委員からの質疑応答を行う。

提案説明に用いる機器等については、提案者が準備すること。なお、映写用プロジェクターおよびスクリーンについては市が準備する。

応募者は、事前に機器との接続及び動作状況確認し、接続ができない場合は、必要な機器を応募者が準備すること。

8 審査結果通知

選定結果は、応募した全ての事業者に文書により通知する。

選定された事業予定者については、市のホームページで公表する。

9 選定後の留意事項、手続等

- (1) 事業予定者は、選定後速やかに事業を進めること。
 - ア 施設整備については、令和6年度中に完了すること。
 - イ 令和7年3月までに開設できるよう事業所の指定を受けること。
- (2) 選定後の事業計画(事業所の設計等に係る内容を含む)の変更は、以下の場合を除きできないものとする。
 - ア 利用者等へ提供するサービス向上に資すると認めた場合
 - イ 災害等の特別な事由により、計画変更を必要と認めた場合
- (3) 施設整備の公的補助を希望する場合は、関係機関と十分に打合せを行うこと。
- (4) 補助対象事業については、補助金交付内示後に着工すること。
- (5) 事業実施予定地が属する自治会の代表者等に説明を行い、当該代表者等の求めに応じ説明会の実施等の対応すること。必要があると判断される場合は、隣接自治会にも同様の対応をすること。
- (6) 予定地に隣接する住民の理解と協力が得られるよう十分に説明を行うこと。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 申請書類作成等応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 審査に必要な追加資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (3) 建築が可能であることを、事前に市および県等の関係機関と十分に協議すること
- (4) 関係資料等に重大な不備あるいは虚偽事項の記載があった場合には、失格又は選考を取り消す場合がある。
- (5) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (6) 募集するサービス種類以外の施設整備については、受け付けない。
- (7) 応募期間終了後は、応募者の都合による計画の変更は認めない。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の追加、補正等を求める場合がある。
- (8) 申請書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (9) 本市関係職員等に対して本件応募に関する接触を禁止する。なお、接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。
- (10) 立地条件については、現状においてサービス基盤の薄い地域での整備が望ましい。

11 スケジュール

実施時期	内容
令和6年4月19日(金)	公募要領の掲示日
令和6年5月20日(月)～5月24日(金)	受付期間
令和6年7月(予定)	運営委員会(提案説明等)
令和6年8月(予定)	審査結果通知
令和6年8月以降(予定)	着手～完了
令和7年3月迄	介護事業所の指定、開所

※補助対象事業については、補助金交付内示後に着工すること。

12 その他

本要綱は、募集開始時点でのものであり、今後各種法令等の改正や制定等により内容が変更になる場合がある。

13 提出先及び問合せ先

曾於市役所 福祉介護課 介護保険係
〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
電話:0986-76-8807 FAX:0986-76-8283
Eメール: s-kaigofukushi@city.soo.lg.jp